第　３　部

税務行政の組織等

第１章　組織及び管理

第１節　機構及び定員

１　機構

⑴　概要

国税庁は、内国税（国税のうち関税、とん税及び特別とん税を除いたもの。）の賦課徴収のために、財務省の外局として設けられているものである。その組織としては、中央に国税庁本庁が置かれ、地方支分部局として全国に11の国税局及び沖縄国税事務所並びに524の税務署が設置されている。

国税庁本庁は、長官官房並びに課税部、徴収部及び調査査察部の３部からなり、税務行政を執行するための企画・立案を行い、これを各国税局・沖縄国税事務所に指示し、各国税局・沖縄国税事務所や税務署の事務の指導監督に当たるとともに税務行政の中央官庁として、各省庁その他関係機関との総合調整を行っている。

国税局は、原則として総務部、課税部、徴収部及び調査査察部の４部からなり、税務署の賦課徴収事務の指導監督に当たるとともに、自らも大規模法人、大口滞納者、大口脱税者等の賦課徴収事務を行っている。

なお、沖縄国税事務所の機構及び事務は、国税局とほぼ同様である。

税務署は、税務行政の執行の第一線として、それぞれの管轄区域において内国税の賦課徴収事務を行っている。税務署の機構は、その規模により異なるが、総務課、管理運営部門、徴収部門、個人課税部門、資産課税部門及び法人課税部門の１課５部門制が一般的である。

また、国税庁の施設等機関として税務職員に研修等を行う税務大学校が設置されているほか、特別の機関として納税者の審査請求に対して裁決を行う国税不服審判所が設置されている。

さらに、審議会等として、国税庁に国税審議会があり、国税審議会には、国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行うなどの場合において、国税庁長官と国税不服審判所長が意見を求めた事項の審議を行う国税審査分科会、税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分などについての審議を行う税理士分科会並びに酒類の表示基準の判定などの審議を行う酒類分科会を置いている。

おって、各国税局・沖縄国税事務所には、相続税等に係る土地の価額に関して調査審議する土地評価審議会がある。

⑵　令和４年度における主な機構改正

イ　税務行政のＤＸへの対応

令和３年６月に公表した「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション-税務行政の将来像 2.0-」の実現に向けて、書面中心の事務運営からデータ中心の事務運営への変更を

進めるため、国税庁長官官房企画課にデジタル化・業務改革企画官（デジタル化・業務改革室）を新設した。

また、ＩＣＴの活用による課税・徴収事務の高度化に向けた取組の推進役として、国税庁長官官房企画課にデータ活用企画官（データ活用推進室）を新設した。

ロ　消費税不正還付や租税回避等への対応

消費税不正還付事案は、不正内容が悪質かつ形態が巧妙化していることから、社会・経済の動向や情勢を的確に捉え、深度ある情報収集を行い効果的・効率的な調査を行うため、福岡国税局課税第一部に統括国税実査官１人を増設したほか、関東信越、東京、名古屋、大阪及び福岡国税局課税第一部統括国税実査官に消費税専門官を新設した。

また、査察事案の審理・課税資料事務を円滑化・効率化するとともに、審理面での調査支援を強化するなどの体制整備を図るため、大阪国税局査察部に査察審理課を増設した。

ハ　日本産酒類の輸出促進への対応

日本産酒類の輸出促進に係る施策を関係省庁や各地方自治体等と連携して実施するほか、酒類事業者向け支援を実施するため、関東信越、東京及び大阪国税局課税第二部酒類業調整官に酒類業振興専門官を新設した。

ニ　業務センター室拡充への対応

令和３年度に、税務署における内部事務を集約処理することを目的として各国税局・沖縄国税事務所に設置した業務センター室において、令和４年度に対象となる税務署を拡大したことに伴い、適正な事務処理の確保や管理体制の強化を図る観点から、各国税局総務部に統括国税管理官及び主任国税管理官を増設した。

ホ　その他

源泉所得税の未納整理事務を集約している源泉所得税事務集中処理センター室の体制整備に伴い事務量が増加することから、各国税局課税（第二）部法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課に源泉納付指導専門官を新設した。

２　定員

⑴　概要

令和４年度における国税庁職員の定員は、５万5,969人である。組織別では、各国税局・沖縄国税事務所及び税務署に全体の96.7％に当たる５万4,101人が配置され、国税庁本庁1,073人（構成比1.9％）、税務大学校328人（同0.6％）、国税不服審判所467人（同0.8％）となっている。

職員の事務別配置状況については、全職員の62.5％が所得税、法人税、消費税等の賦課事務に、17.5％が国税債権の管理・徴収事務に、3.7％が業務センター室で集約処理をしている内部事務に従事し、残り16.3％は総務事務等に従事している。

⑵　令和４年度における定員の増減

令和４年度予算においては、軽減税率制度実施への対応等のため、1,180人の定員増が認め

られた。一方で「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」（平成26年７月25日閣議決定）等に基づく定員合理化数等が△1,145人であることから、国税庁の定員は、35人の純増となった。

表30　　機構改正主要事項一覧表

（令和４年７月改正分）

	機構名	設置数	備考
国税庁	デジタル化・業務改革企画官 （デジタル化・業務改革室） データ活用企画官 （データ活用推進室）	1 （1） 1 （1）	長官官房企画課
国税局	統括国税管理官	5	総務部（札幌、仙台２、東京、福岡）
	主任国税管理官	50	総務部（札幌４、仙台８、関東信越３、東京９、金沢、名古屋14、広島５、高松、福岡３、熊本２）
	統括国税実査官	1	課税第一部（福岡）
	消費税専門官	5	課税第一部統括国税実査官（関東信越、東京、名古屋、大阪、福岡）
	源泉納付指導専門官	15	課税（第二）部法人課税課（札幌、仙台、関東信越、東京４、金沢、名古屋、大阪２、広島、高松、福岡、熊本）
	酒類業振興専門官	3	課税第二部酒類業調整官（関東信越、東京、大阪）
	査察審理課	1	査察部（大阪）
国税事務所	源泉納付指導専門官	1	法人課税課

第２節　任用及び採用試験

１　任用

⑴　令和４年度の定期異動は、令和４年７月10日付で行った。異動に当たっては適材を適所に配置し、行政組織の効率を最大限に発揮させるという基本方針の下で、職員個々の身上等にも配意の上実施した。

⑵　令和４年度の定期異動数は、次のとおりである。

指定官職　　2,777人

その他の職員　　18,933人

なお、その他の職員の各国税局・沖縄国税事務所の異動数は、次のとおりである。

札幌国税局　　753人

仙台国税局	1,090人
関東信越国税局	2,235人
東京国税局	5,874人
金沢国税局	539人
名古屋国税局	2,258人
大阪国税局	2,845人
広島国税局	970人
高松国税局	529人
福岡国税局	880人
熊本国税局	726人
沖縄国税事務所	234人
合　　計	18,933人

２　採用試験

⑴　総合職試験

2022年度国家公務員採用総合職試験合格者等に対して面接を実施し、令和５年４月１日付で11人（内女性４人）を採用した。

なお、試験区分別採用者数は、次のとおりである。

院卒（行政）	１人
院卒（化学・生物・薬学）	１人
院卒（農業科学・水産）	１人
院卒（森林・自然・環境）	１人
大卒（法律）	１人
大卒（経済）	３人
大卒（政治・国際）	２人
大卒（化学・生物・薬学）	１人
合　　計	11人

⑵　国税専門官採用試験

2022年度国税専門官採用試験は、第１次試験が令和４年６月５日に、第２次試験が令和４年７月４日から７月15日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から令和５年４月１日付で1,198人（内女性425人）を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数	14,867人
１次合格者数	7,283人
最終合格者数	4,106人
採 用 者 数	1,198人

国税局採用者数（局別内訳）

札幌国税局	37人
仙台国税局	46人
関東信越国税局	124人
東京国税局	406人
金沢国税局	28人
名古屋国税局	140人
大阪国税局	218人
広島国税局	55人
高松国税局	35人
福岡国税局	58人
熊本国税局	33人
沖縄国税事務所	18人

⑶　税務職員採用試験

2022年度税務職員採用試験は、第１次試験が令和４年９月４日に、第２次試験が令和４年10月12日から10月21日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から令和５年４月１日付で873人（内女性345人）を採用した。

なお、試験の実施状況等は、次のとおりである。

受験申込者数	6,523人
１次合格者数	2,934人
最終合格者数	1,656人
採　用　者　数	873人

⑷　国税庁経験者採用試験（国税調査官級）

職員の年齢構成の変化等への対応策の一つとして、大学等を卒業した日又は大学院の課程等を修了した日のうち最も古い日から起算して８年を経過した者を対象にした2022年度国税庁経験者採用試験（国税調査官級）を実施した。

国税庁経験者採用試験（国税調査官級）は、第１次試験が令和４年10月２日に、第２次試験が令和４年11月５日、６日、12日又は13日のうち指定する日に、第３次試験が令和４年12月３日又は４日のうち指定する日にそれぞれ実施され、その最終合格者の中から令和５年４月１日付で46人（内女性３人）を採用した。

⑸　障害者選考試験

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」において、人事院が能力実証等の一部を統一的に行う障害者を対象とした選考試験を平成30年度より導入することとされた。

なお、2022年度障害者選考試験は、実施されなかった。

⑹　障害者を対象とした選考試験（ステップアップ制度）

「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」及び平成30年12月21日付閣人人第887号・人企－1426「障害者を対象としたステップアップの枠組みについて」（通知）を踏まえ、令和４年度障害者を対象とした選考試験（ステップアップ制度）は、第１次選考が令和５年１月７日に、第２次選考が令和５年２月２日、３日、６日又は７日のうち指定する日にそれぞれ実施され、令和５年４月１日付で６人（内女性５人）を採用した。

⑺　国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）

「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019（令和元年12月23日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）」に基づき、2022年度国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）は、第１次選考が令和４年10月30日に、第２次選考が令和４年12月７日から12月12日のうち指定する日にそれぞれ実施され、令和５年４月１日付で16人（内女性７人）を採用した。

第３節　給与及び福利厚生

１　給与

⑴　人事院勧告及び給与法改正

人事院は、令和４年８月８日、国会及び内閣に対し、一般職職員の給与の改定に関する勧告を行った。本年の勧告では、民間給与との均衡を図る観点から、初任給及び若年層の俸給月額の引上げ、勤勉手当の引上げ等が報告された。

その後、令和４年10月７日の閣議で、勧告どおり給与改定を行うことが決定され、令和４年11月18日に給与法が公布された（一部は令和４年４月１日から実施）。

⑵　級別定数

職員構成及び職務の実態を踏まえ、関係当局に対し給与等の改善を要望するなど、職員の処遇の維持・改善に努めた。

なお、令和４年度における級別定数（税務職）は表31のとおりである。

表31　　級別定数（税務職）

級	予算定員（人）
10級	3
９級	128
８級	567
７級	1,690
６級	12,225
５級	13,349
４級	8,721
３級	5,803
２級	5,411
１級	6,618
計	54,515

２　福利厚生

明るく健康で能率的な職場づくりを目指して、職員の健康を保持増進するための福利厚生施策を推進し、共済組合事業を適切に運営した。

⑴　福利厚生施策

イ　職員の健康の保持増進を図るため、各種健康診断及びその結果に基づく保健指導を実施し、生活習慣病対策の充実を図った。

ロ　心の健康づくりについては、①専門医等による相談体制や職場復帰支援体制の整備、②知識の普及と正しい理解のための健康教育等の計画的な実施、③ストレスチェックの円滑な実施を通じて、その充実に努めた。

ハ　職員の在職中から退職後にわたる人生をより充実したものとするため、必要な情報提供を行い、職員自らが生活設計を行うことを支援した。

⑵　共済組合事業

共済組合では、組合員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の向上のため、短期給付事業のほか、医療、貸付、各種保険の取扱い等の福祉事業を行った。

３　公務員宿舎

職員の職務の能率的な遂行を確保するため、必要な宿舎について、適切な貸与を行った。

第４節　国税庁特定事業主行動計画

１　概要

平成15年７月に制定された「次世代育成支援対策推進法」の基本理念の趣旨に基づき、子育てと仕事の両立の推進という視点に立った職場環境を整備するため、平成17年４月に「国税庁特定事業主行動計画」を策定した。

令和３年１月には、政府全体の取組指針である「国家公務員の女性活躍とワークライフバランスの推進のための取組指針」の一部改正や、「財務省女性職員活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」の改正を踏まえ、令和３年４月１日から令和８年３月31日までを計画期間とする「第Ⅳ期安心子育て応援プラン」を策定・公表し、実施している。

２　具体的な両立支援に対する主な取組

両立支援に対する取組（①両立支援制度の周知徹底、働き方等の意識改革、②各種相談体制の充実、③人事上の配慮等、④男性職員の家庭生活への関わり推進、⑤事務計画・事務分担の見直し等、⑥休暇制度等に関する関係機関への働き掛け、⑦研修参加の際の配慮、⑧超過勤務の縮減、⑨年次休暇の取得促進、⑩保育施設等に関する情報提供等、⑪テレワークの拡大・推進、⑫サテライトオフィスの整備等、⑬人事評価への反映、⑭ワークライフバランス推進に資する取組等の表彰）を実施し、性別や年代、時間等制約の有無にかかわらず全ての職員が活躍できるようワークライフバランスを確保し、職員が気兼ねなく両立支援制度を利用できる職場環境の醸成に努めている。

第５節　規律

１　服務

職員の服務に関しては、服務規律に対する職員の自覚を高め、綱紀の保持に努めるとともに、非行者に対しては厳正に対処している。

また、非行を行った職員はもとより、指導監督が不十分であったため非行を未然に防止できなかった監督者に対しても厳正に対処しており、令和４年中32人（前年40人）に対して懲戒処分を行った。

２　監察

職員の非行の未然防止、早期発見及び的確な処理により、綱紀を厳正に保持し、もって公正な税務行政の運営に資するため、次の事項に重点を置いて監察事務を実施した。

⑴　組織的な非行予防体制の確立

非行の根絶に向け、監察官及び国税局・税務署の幹部が講師となって重畳的に予防講話を

実施したほか、巡察の際には、監察官が幹部職員に対し、部下職員に対する指導・監督や風通しの良い職場環境の醸成の重要性を認識させ、的確な身上把握や事務管理の徹底について指導するとともに、幅広く職員の動向を把握するなど、国税庁及び国税局・税務署が一体となった組織的な非行予防体制の確立に努めた。

⑵　非行の早期発見のための資料情報収集

資料情報の収集は、非行の早期発見のみならず、非行の未然防止にも重要であることから、あらゆる機会を通じ、効果的な資料情報の収集に努めた。

⑶　非行事案の厳正・迅速な処理

非行事案の真相解明に当たっては、厳正かつ迅速な事務処理に努めた。

第６節　事務の管理・企画

１　行政サービスのデジタル化の推進

我が国の行政を取り巻く環境は、経済取引の複雑化・広域化や経済社会の国際化・高度情報化の急速な進展に伴い、事務が複雑・困難化するなど、大きく変化しており、行政サービスの充実のためにデジタル及びデータの一層の活用が重要となっている。

こうした状況の下、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進め、国、地方公共団体、民間をはじめとする社会全体のデジタル化について関係者が一丸となって推進すべき取組を示した政府方針である「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が令和５年６月に閣議決定された。

国税庁では、政府方針等に沿って、システム改革及び納税者利便の向上策や業務効率化に向けた取組を実施している。

⑴　国税総合管理（KSK）システム

KSKシステムは、地域や税目を越えた情報の一元的な管理により、税務行政の根幹となる各種事務処理の高度化・効率化を図るために導入した基幹システムである。

令和４年度においては、これまで各市区町村から書面提出されていた相続税法第58条通知書（死亡等に関する事項の税務署長への通知）について、令和６年４月以降、法務省からオンラインで連携されることから、所要のシステム改修を行っている。

また、死亡等に関する事項と併せて通知されていた固定資産課税台帳の情報について、各市町村からオンラインでの連携が可能となるよう所要の改修を実施している。

なお、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」を実現するため、現行システム機器の更改時期である令和８年度を目途に、ＡＩをはじめとする最新技術を導入するシステムの高度化（次世代システムの開発）に着手している。

⑵　国税電子申告・納税システム（e-Tax）の運用

e-Taxは、国税に関する申告、申請・届出等及び納税の手続について、インターネットを利

用して電子的に行うことができるシステムである。

国税庁は、政府全体のデジタル社会の実現に向けた取組の一環として、納税者の利便性向上と税務行政の効率化を図る観点から、e-Taxの全国での運用を平成16年６月に開始した。

e-Taxの利用状況は年々拡大しており、更なる利用拡大に向けて、納税者の声を踏まえ、システムの改善等を図っている。また、e-Taxの利用拡大は、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションを実現する上で不可欠である。そのため、e-Taxのより一層の利用拡大に向けて具体的な中期目標を定めるとともに、関係民間団体等を通じてe-Taxの利用勧奨を実施するなど、官民が連携し、計画的な取組を行っている。

e-Taxの利用状況については、表32のとおりである。

表32　　e-Taxの利用状況

①　所得税申告、消費税（個人）申告件数

年　　度	令和３年度（注）	令和４年度（注）
利用件数	千件 16,215	千件 17,803
利 用 率	% 59.7	% 66.0

(注)　新型コロナウイルス感染症への対応による申告期限の延長（令和２年分）や簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請できるようにしたこと（令和３年分）に伴い、令和３年度においては令和３年５月１日から令和４年５月２日まで、令和４年度においては令和４年５月３日から令和５年３月31日まで集計。

②　法人税申告、消費税（法人）申告、酒税申告、印紙税申告件数

年　　度	令和３年度	令和４年度
利用件数	千件 4,540	千件 4,737
利 用 率	% 87.6	% 90.1

③　納税証明書の交付請求、給与所得の源泉徴収票等（６手続)、利子等の支払調書、電子申告・納税等開始（変更等）届出書件数

年　　度	令和３年度（注）	令和４年度（注）
利用件数	千件 7,239	千件 7,260
利 用 率	% 72.6	% 73.9

(注)　個人の納税者に係る「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」については、新型コロナウイルス感染症への対応による申告期限の延長（令和２年分）や簡易な方法により申告・納付期限の延長を申請できるようにしたこと（令和３年分）に伴い、令和３年度においては令和３年５月１日から令和４年５月２日まで、令和４年度においては令和４年５月３日から令和５年３月31日まで集計。

⑶　システムの安定性・信頼性と情報セキュリティの確保

国税関係業務は、国民の権利義務と密接に関わっており、そのシステムに障害が発生した場合、国民に多大な影響を与えるとともに、税務行政に対する信頼を損なうことになりかねないことから、機器を定期的に更新する等、システムの安定的な運用を図っている。また、情報セキュリティの観点からは、国税庁が保有・蓄積する大量の納税者情報の漏えい等を防止するため、業務用パソコンをインターネットから物理的に分離しているほか、情報セキュリティに関する監査や研修を定期的に実施するなどの取組を進めている。

２　提案制度

⑴　概要

提案制度は、職員それぞれによる日常の職務及び職場の改善を通じて、税務行政に対する国民の理解と信頼が得られるよう、行政文書、電子データ、個人情報等の厳正な管理及び職務を遂行するに当たっての法令遵守の徹底など適正な事務の管理を図ることのほか、職員の職務への積極的な参加意識の醸成、職員の能力向上及び事務の効率化を図り、より効率的な税務行政を推進するとともに、納税者利便の向上及び職員の働きやすい職場環境の整備を図ることを目的として設けられている。

本制度は、昭和25年に「献策制度」として発足し、昭和38年には、「提案制度」と改称するとともに、提案方法、審査方法及び報賞規定を改定している。その後数次の改正を経ながら、税務行政の効率的運営を図る施策の一つとして定着しているところである。

⑵　提案の応募・入賞の状況

令和４年度に各国税局・沖縄国税事務所等が受理した提案件数は、7,492件であった。

応募された提案のうち、174件が国税庁に進達され、国税庁長官の諮問により、提案審査委員会（委員長　国税庁次長）が審査を行い、94件の入賞提案を決定した（優秀１件、佳作17件、有効76件）。

なお、提案審査委員会は、提案を実施した場合に期待できる効果、努力・研究の程度などを総合的に審査し、入賞提案を決定している。

また、令和元年度からは、提案制度がより活性化されるよう、これまでの優秀・佳作に加え、国税庁に進達された提案のうち、国税庁において報賞すべきと認められたものについて、有効提案として報賞することとした。

（注）付表第 49 表「提案受理件数及び国税庁入賞件数」参照。

第７節　会計

１　予算

⑴　概要

「令和４年度予算編成の基本方針」（令和３年12月３日閣議決定）に基づき、国税庁関係予算については、経済取引の複雑化・国際化、ＩＣＴ化の進展など、税務行政を取り巻く環境の変化に適切に対応し、適正・公平な賦課及び徴収を実現するために必要な経費が措置された。

なお、「デジタル庁・各府省共同プロジェクト型システム」及び「各府省システム」に係る予算については、政府情報システム関連予算としてデジタル庁に一括計上されている。

予算の執行に当たっては、次の事項に重点を置いた事務の運営を行い経費の効率的な使用に努めた。

イ　事務の合理化・効率化の推進

厳しい定員事情の下で、税務行政の適正な執行を確保するため、事務処理のＩＣＴ化を一層推進するとともに電子政府の実現に向けて、KSKシステム、国税庁情報ネットワークの運用を行った。

また、税務署等における内部事務の効率化による調査・徴収事務の充実を図るため非常勤職員の積極的な活用に努めた。

ロ　納税者利便向上

e-Taxの普及及び定着に向けた各種施策を実施するとともに、e-Taxの運用を行った。

さらに、電話による税務相談事務の効率化・合理化を図るため、前年度に引き続き、各国税局・沖縄国税事務所で電話相談を集中的に処理する電話相談センターの運用を行った。

ハ　国際化への対応

近年における経済取引の国際化に対応するため、本邦企業の海外支店等調査の推進及び国際課税問題等について各国税務当局との協議を行った。

また、前年度に引き続き、外資系企業の財務情報等の収集、海外取引研修等を実施した。

ニ　職場環境の改善

職員の健康管理の充実を図るため、総合健康診断の充実、診療所備品の整備等を行ったほか、庁舎・宿舎の補修に必要な経費を確保する等、職場環境の改善を図った。

ホ　税制改正への対応

適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入などの税制改正を踏まえた執行を行うために必要なシステムの開発等を行った。

ヘ　社会保障・税番号制度への対応

法人番号の付番機関並びにマイナンバー（個人番号）、法人番号の利活用機関として、法人番号の指定・公表・通知及び番号の利活用に係るシステムの運用を行った。

ト　酒類業の振興

日本産酒類の競争力強化や海外展開を推進するための、海外販路開拓支援、国際的プロモーション、日本産酒類のブランド化推進及び日本産酒類の海外展開支援などの取組を実施した。

⑵　予算の執行状況

イ　予算

国税庁関係の令和４年度一般会計当初予算の総額は、6,254億1,380万円であったが、前年度予算の繰越額、予算の移替え及び第２次補正予算の増減額により、予算現額では、7,207億2,787万円となった。

ロ　決算

令和４年度の執行状況は、表33のとおりである。

表33　　予算の執行状況

【一般会計】

区分／項	当初歳出予算額	繰越額	補正増△減額	予算移替増△減額	流用等増△減額	予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
（組織）国税庁									
（項）国税庁共通費	555,549	60	3,852	0	0	559,460	551,884	0	7,577
（項）税務業務費	61,119	1,599	1,506	0	(±16)	64,224	59,538	1,413	3,273
（項）国税庁施設費	3,038	333	0	0	0	3,370	2,274	915	181
（項）国税不服審判所	4,697	0	△56	0	0	4,641	4,463	0	178
（項）独立行政法人酒類総合研究所運営費	1,011	0	0	0	0	1,011	1,011	0	0
（項）独立行政法人酒類総合研究所施設整備費	0	0	103	0	0	103	0	103	0
（項）情報通信技術調達等適正・効率化推進費	0	2,251	0	85,667	0	87,918	83,079	4,146	693
計	625,414	4,242	5,405	85,667	(±16)	720,728	702,248	6,578	11,902

（注）四捨五入の関係上、各項目の計数の和が合計値と一致しないことがある。

ハ　徴税コスト

国税庁扱いの租税及び印紙収入100円当たりの徴税コストは、表34のとおりである。

表34　　徴税コスト

区分	令和３年度	令和４年度
決算	円 1.10	円 1.07

２　営繕

⑴　庁舎等建替関係

令和４年度には、鶴岡税務署、横浜中税務署、鰍沢税務署及び佐伯税務署が整備された。

⑵　施設整備関係

庁舎については、老朽化に伴う受変電設備の更新や外壁改修等を実施し、安全対策を行ったほか、空調設備改修等を実施し、執務環境の改善を図った。

宿舎については、外壁改修等を実施し、安全対策を行ったほか、台所や浴室、トイレ等の改修を実施し、職員の生活環境の改善を図った。

第２章　特別の機関等

第１節　国税不服審判所

１　概要

⑴　組織と機構

国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対して裁決を行う機関であり、昭和45年５月に国税の賦課徴収に当たる処分庁（国税局、税務署等）から分離された国税庁の附属機関（現在は「特別の機関」）として設置された。

本部は東京に置かれ、全国の主要都市に12の支部と７の支所が置かれている。

審査請求事件の調査・審理の中心となる国税審判官には、弁護士、税理士、公認会計士、裁判官又は検察官の職にあった者、税務に従事した経験豊富で適性を有する職員等を任用している。これは、国税審判官には、税務に関する専門的な知識及び事実関係の調査能力とともに法律的な素養が必要であることを考慮したものである。

⑵　審査請求の手続

審査請求書が提出された後、審査請求事件の調査・審理を行う担当審判官（１名）及び参加審判官（２名以上）で構成される合議体が編成される。合議体は、審査請求人の正当な権利利益救済の観点から、当事者の主張を十分聴取するなど、充実した合議の下、適正・迅速に調査・審理を行った上で議決し、この議決に基づいて国税不服審判所長が裁決を行う。

⑶　事務運営

国税不服審判所は、税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正・迅速な事件処理を通じて納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命としている。これらを達成するため、次に掲げる事項を事務運営の基本方針としている。

イ　争点主義的運営

ロ　合議の充実

ハ　納得の得られる裁決書の作成

２　審査請求の状況

令和４年度における審査請求事件の請求件数は3,034件で、前年度（2,482件）に比べて552件（22.2％）増加している（表35参照）。

また、税目別の構成割合をみると、申告所得税等（復興特別所得税を含む。）事件が27.3％、源泉所得税等（復興特別所得税を含む。）事件が1.5％、法人税等（地方法人税及び復興特別法人税を含む。）事件が18.1％、相続税・贈与税事件が3.7％、消費税等（地方消費税を含む。）事件が40.7％、徴収関係事件が6.9％、その他の税目の事件が1.8％となっている。

表35　　審査請求の状況

区　分	令和３年度		令和４年度	
	請求件数	構成割合	請求件数	構成割合
	件	%	件	%
申告所得税等	770	31.0	829	27.3
源泉所得税等	53	2.1	46	1.5
法人税等	538	21.7	550	18.1
相続税・贈与税	157	6.3	111	3.7
消費税等	858	34.6	1,235	40.7
徴収関係	92	3.7	209	6.9
その他	14	0.6	54	1.8
合計	2,482	100.0	3,034	100.0

（注）国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

３　審査請求の処理状況

令和４年度において処理した件数は、3,159件で、前年度（2,282件）に比べて877件（38.4%）増加している（表36参照）。

また、処理態様別の構成割合をみると、却下（審査請求期間の徒過等、審査請求の形式的な要件が適法でないもの）が12.2%（前年度4.3%）、棄却（納税者の主張が認められなかったもの）が71.6%（前年度68.6%）である。

一方、全部認容及び一部認容（納税者の主張が全部認められたもの及び一部認められたもの）は7.1%（前年度13.0%）であり、また、審査請求人が請求を取り下げたものが9.1%（前年度14.1%）となっている。

なお、令和４年度末の未済件数は2,296件であり、前年度末の未済件数（2,421件）に比べて125件（5.2%）減少している。

表36　　審査請求の処理状況

区　分	令和３年度		令和４年度	
	処理件数	構成割合	処理件数	構成割合
	件	%	件	%
取下げ	321	14.1	286	9.1
却下	98	4.3	385	12.2
棄却	1,566	68.6	2,263	71.6
全部認容及び一部認容	297	13.0	225	7.1
変更	－	－	－	－
合計	2,282	100.0	3,159	100.0

（注）国税通則法に基づくもののほかに行政不服審査法に基づく審査請求が含まれている。

4　国税不服審判所長を行政庁とする訴訟

裁決の取消しのみを求める訴訟は、令和４年度当初の係属件数が２件であったところ、当年度中は新たに提起されず、２件が終結（国側勝訴１件、取下げ１件）したため、年度末の係属件数は０件である。

また、課税処分等の取消し等を求める訴訟に併せて裁決の取消しを求める訴訟は、令和４年度当初の係属件数が２件であったところ、当年度中に新たに５件が提起され、うち４件が終結（国側勝訴２件、不受理１件、取下げ１件）したため、年度末において３件が係属している。

なお、損害賠償を求めるものなど、裁決の取消しを求める訴訟以外の訴訟は、令和４年度当初の係属件数が０件であったところ、当年度中に新たに３件が提起され、うち３件が終結（国側勝訴２件、不受理１件）したため、年度末の係属件数は０件である。

第２節　税務大学校

1　概要

税務大学校は、国税庁の所掌事務に従事するために必要な研修を行う機関であり、本校のほか、全国12か所に地方研修所が置かれている。

税務大学校における研修は、高等学校あるいは大学等を卒業した新規採用者を納税者から信頼される税務職員として育成するとともに、現に第一線で働いている職員に対し、税務行政を取り巻く環境の変化に即応し得るよう、必要な研修を長期研修、短期研修、通信研修等に区分し実施している。

2　長期研修

長期研修は、職員の資質、能力の向上に重点を置いて、長期間にわたり実施する研修である。

⑴　新規採用者を対象とする研修

イ　普通科

普通科は、税務職員採用試験、障害者を対象とした選考試験及び国家公務員中途採用者選考試験（就職氷河期世代）による新規採用者に対して実施する研修であり、採用直後の４月から１年間、全寮制により４か所の地方研修所において行っている。

普通科の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにある。

普通科の教育課程は、①基礎的な税法知識・会計知識の習得のための税法科目及び会計科目、職場配置後の実務に必要となる実務的・実践的な知識及び技能の習得のための実務科目等を中心とした専門科目と、②基礎的な法律・経済知識の習得のための法律・経済科目等の一般科目に重点を置いて編成している。

令和４年度においては、普通科第82期生916人が修了した。

ロ　専門官基礎研修

専門官基礎研修は、国税専門官採用試験による新規採用者等に対して実施する研修であり、４月から３か月間行っている。

専門官基礎研修の研修目的は、社会人としての良識及び公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項を習得させることにある。

専門官基礎研修の教育課程は、所得税法、法人税法等の税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和４年度においては、専門官基礎研修第52期生1,348人が修了した。

ハ　社会人基礎研修

社会人基礎研修は、経験者採用試験による新規採用者に対して実施する研修であり、４月から３か月間行っている。

社会人基礎研修の研修目的は、公務員としての自覚を身に付けさせるとともに、税務職員として必要な知識、技能等の基礎的事項並びに調査、徴収事務に関する基礎的知識及び技能を習得させることにある。

社会人基礎研修の教育課程は、所得税法、法人税法等の税法科目、実務において優先度・重要度の高い項目を習得させる実務科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和４年度においては、社会人基礎研修第６期生73人が修了した。

⑵　その他の研修

イ　中等科

中等科は、普通科修了後３年間の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、４月から３か月間行っている。

中等科の研修目的は、調査・徴収事務に必要な知識、技能を習得させることにある。

中等科の教育課程は、税法科目に重点を置いて編成している。

令和４年度においては、中等科第８期生686人が修了した。

ロ　専攻税法研修

専攻税法研修は、国税専門官採用試験により採用され、その年の専門官基礎研修を修了した者等に対して実施する研修であり、７月から２か月間行っている。

専攻税法研修の研修目的は、調査、徴収事務に関する基本的知識及び技能を習得させることにある。

専攻税法研修の教育課程は、税法科目及び実務科目に重点を置いて編成している。

令和４年度においては、専攻税法研修第13期生1,334人が修了した。

ハ　本科

本科は、原則として税務職員に採用されてから５年以上を経過した者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、７月から１年間行っている。

本科の研修目的は、真に専門官職にふさわしい知識、技能を習得させるとともに、税務

の中核として活躍できるよう広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班、管理運営班及び徴収班の各専攻班に分かれて実施している。

本科の教育課程は、討議を主体とした税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和４年度においては、個人課税班91人、資産課税班37人、法人課税班155人、管理運営班17人、徴収班40人、計340人が本科第58期生として修了した。

ニ　専科

専科は、専門官基礎研修修了後３年間の実務経験を経た者等に対して実施する研修であり、８月から７か月間行っている。

専科の研修目的は、専門官職として必要な知識、技能を習得させるとともに、それにふさわしい広い視野、高い識見、的確な判断力等を身に付けさせることにあり、個人課税班、資産課税班、法人課税班及び徴収班の各専攻班に分かれて実施している。

専科の教育課程は、討議を主体とした税法科目及び会計科目に重点を置いて編成している。

令和４年度においては、専科第49期生1,051人が修了した。

ホ　国際科

国際科は、国際租税セミナー基礎コース（平成24年度に廃止）又は通信研修国際課税Ⅱ修了後の経験年数が２年以上の者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、８月から５か月間行っている。

国際科の研修目的は、国際課税の重要かつ高度な職務に必要な知識を習得させることにある。

国際科の教育課程は、国際課税制度、海外取引調査法、国際課税の執行及び国際取引実務に関する高度な専門的知識の習得に重点を置いて編成している。

令和４年度においては、国際科第43期生99人が修了した。

ヘ　専攻科

専攻科は、通信研修審理Ⅱ修了後の経験年数が２年以上の者のうち、部内の選抜試験に合格した者に対して実施する研修であり、８月から４か月間、本校において行っている。

専攻科の研修目的は、審理等の重要かつ高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

専攻科の教育課程は、①実践的な税法解釈・適用能力及び審理の局面における諸課題への対応策や施策等の企画立案能力の養成並びに審理機能・争訟対応機能に関する実務能力の向上、②先端的経済取引等の税法周辺の実務知識の習得に重点を置いて編成している。

令和４年度においては、専攻科第15期生100人が修了した。

ト　研究科

研究科は、本科又は専科の修了者等の中から研究員として選定された者に対して実施す

る研修であり、４月から１年３か月間（実証研究は２年３か月間）行っている。

研究科の研修目的は、研究活動を通じ、税務又はデータ分析に関する高度な専門的理論を習得させることにある。

研究科の教育課程は、研究員にそれぞれ税務若しくはデータ分析に関する理論又は税務行政上の諸問題の中から選定した課題を研究させ、大学教授、本校教授等の指導の下に、その研究成果を論文にまとめさせることにより、より高度な専門的理論を習得させるよう編成している。

また、その研究活動に資するため、聴講生として、東京大学、一橋大学及び神戸大学大学院に、並びに博士前期（修士）課程受講者として、理論研究では一橋大学大学院、早稲田大学大学院、大阪大学大学院及び名古屋大学大学院に、実証研究では滋賀大学大学院及び立教大学大学院に研究員を派遣した。

令和４年度においては、研究科第57期生２人及び第58期生26人が修了した。

チ　評価特別研修

評価特別研修は、資産課税事務又は徴収事務を担当する者のうち、部内経験年数が９年以上（国税専門官採用試験採用者は５年以上）の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、８月から５か月間行っている。

評価特別研修の研修目的は、不動産その他財産の評価の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

評価特別研修の教育課程は、不動産その他財産の評価手法に関する専門的知識及び評価に必要な法令等の習得に重点を置いて編成している。

令和４年度においては、評価特別研修第９期生25人が修了した。

リ　酒税行政研修

酒税行政研修は、酒税行政事務を担当する者のうち、部内経験年数が６年以上、かつ、酒税行政事務の経験年数が１年以上の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、１月から５か月間行っている。

酒税行政研修の研修目的は、酒税行政事務の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

酒税行政研修の教育課程は、①酒税行政事務に関する専門的知識及び技能等の習得並びに②酒税行政が直面する諸課題について適切な対応策を企画立案できるような実践力の養成に重点を置いて編成している。

令和４年度においては、酒税行政研修第９期生13人が修了した。

ヌ　税務理論研修

税務理論研修は、国家公務員採用総合職試験により採用されて約３年の実務経験を経た者に対して実施する研修であり、４月から３か月間行っている。

税務理論研修の研修目的は、税法等について、幅広くかつ高度な知識を習得させ、税務行政の企画・立案能力の向上を図ることにある。

税務理論研修の教育課程は、①租税法の基礎理論等の習得並びに高度な税法解釈及び適用能力の養成、②危機管理等に関する基本的知識の習得に重点を置いて編成している。

令和４年度においては、税務理論研修第40回生７人が修了した。

ル　データ活用研修

データ活用研修は、部内経験年数が６年以上、かつ、情報システム又は内国税の賦課・徴収に関する事務の運営経験年数が２年以上の者の中から選定された者に対して実施する研修であり、４月から３か月間行っている。

データ活用研修の研修目的は、データ活用等の高度な職務に必要な知識等を習得させることにある。

データ活用研修の教育課程は、①データ活用に必要となる基礎的な知識の習得、②データ活用に必要な基礎的な分析手法に関する知識や技術の習得及び③実務における諸課題について適切な対応策や施策等を企画立案できる実務能力の向上に重点を置いて編成している。

令和４年度においては、データ活用研修第２期生40人が修了した。

３　短期研修

短期研修は、職場研修と併せた総合的視野に立ち、実務面からの研修ニーズを踏まえ、それぞれの職務の遂行に必要な知識、技能等を効率的に習得させることを目的として、本校及び地方研修所において実施している。

⑴　本校短期研修

本校短期研修は、主として国税局の職員に対して、専門事務を円滑かつ効率的に遂行し、又は税務署の職員を指導していく上で要請される高度な知識及び技能を習得させることを目的として実施している。

令和４年度においては、24コースを計画、実施しており、2,203人が修了した。

⑵　地方短期研修

地方短期研修は、原則として統一された実施方針により、主として税務署の職員に対して、職員の能力、資質の向上を図ることを目的として、審理（特別）研修を実施している。

令和４年度においては、544人が修了した。

４　通信研修

通信研修は、職員の自学自習を助け、自らの研さんによって税務の執行に必要な知識を習得させることを目的として、会計学、税務会計、国際課税Ⅰ・Ⅱ、審理Ⅰ・Ⅱ、実務語学（英語、韓国語及び中国語）を実施している。

なお、令和３年度以前は窓口英語Ⅰ・Ⅱ、韓国語Ⅰ及び中国語Ⅰを実施していたが、令和４年度からは、定員枠の撤廃、研修内容の変更及び受講資格の変更を行い、新たに「実務語学」研修を創設した。

令和４年度においては、1,830人が修了した。

表37　　税務大学校の研修人員

研修の種類	令和３年度	令和４年度
	人	人
普通科	913	916
専門官基礎研修	1,377	1,348
社会人基礎研修	118	73
中等科	1,283	686
専攻税法研修	1,377	1,334
本科	286	340
専科	1,009	1,051
国際科	99	99
専攻科	107	100
研究科	27	28
評価特別研修	24	25
酒税行政研修	13	13
税務理論研修	17	7
データ活用研修	38	40
本校短期研修	1,507	2,203
地方短期研修	594	544
通信研修	2,203	1,830

（注）研修人員は修了者を示す。

５　その他

税務大学校では、税務に関する学術的な研究や税務データの利活用に係る外部有識者との共同研究等を行っているほか、政府開発援助（ＯＤＡ）の技術協力の枠組み等の下、開発途上国の税務職員を対象とした研修等を実施している。

また、租税に関する知識の普及等に寄与することを目的として、「税を考える週間」に合わせて、広く一般の方々を対象とした「公開講座」を、平成６年度から実施している。

なお、令和４年度の「公開講座」については、実施期間中は24時間いつでも受講ができるように、オンデマンドによる配信とした。

第３節　国税審議会

１　概要

平成13年１月６日の中央省庁等改革に伴い、従来の国税審査会、税理士審査会及び中央酒類審議会が統合され、財務省設置法第21条の規定に基づき国税審議会が設置された。

国税審議会は、20人以内の委員で組織され、その分科会として、国税審査分科会、税理士分科会及び酒類分科会が置かれている。また、税理士分科会には、試験委員及び懲戒等審査委員

が置かれている。

なお、国税審議会の庶務は、国税庁長官官房総務課及び人事課並びに課税部酒税課で行っている。

2　所掌事務

国税審議会の所掌事務は、次のとおりである。

⑴　国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議（国税通則法第99条）

⑵　税理士試験の受験資格の認定、試験科目の一部免除の認定、税務職員にかかる研修の指定及び執行（税理士法第５条、第７条、第８条、第12条）

⑶　税理士の懲戒処分等の審議（税理士法第47条、第48条、第48条の20）

⑷　酒税の保全のため、酒類業者に対し命令を発する場合の審議、公正な取引の基準、酒類の製法・品質等の表示の基準又は重要基準を定めようとするときの審議（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第85条、第86条の８）

⑸　①酒類業者における酒類の製造（又は輸送）に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分である場合における指示（又は勧告）後、②酒類業者が酒類容器の分別回収に関する表示事項を表示しない等の場合における勧告後、③酒類小売業者の容器包装廃棄物の排出抑制の促進の状況が著しく不十分である場合における勧告後の命令にあたり意見を述べること（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第17条第５項、第29条第５項、第41条第５項、第116条第４項及び第120条第４項、資源の有効な利用の促進に関する法律第25条第３項、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第７条の７第３項）

なお、国税審査分科会は⑴、税理士分科会は⑵及び⑶、酒類分科会は⑷及び⑸の事務を所掌している。

3　委員

委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、財務大臣が任命する。

委員のうち、試験委員は税理士試験の問題の作成及び採点を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、また、懲戒等審査委員は税理士に対する懲戒処分の審査を行うについて必要な実務経験のある者及び学識経験のある者のうちから、審議会の推薦に基づき、財務大臣が任命する。

令和５年６月30日現在の審議会委員は、次のとおりである（敬称略）。

会　　長　佐藤 英明

会長代理　土居 丈朗

委　　員　秋葉 賢一、石田 千、遠藤 みどり、大倉 治彦、鹿取 みゆき、川北 力、
川嶋 三恵子、河村 芳彦、木村 純子、神津 信一、小関 卓也、小林 健彦、

立道 昌幸、手島 麻記子、中川 丈久、中空 麻奈、廣重 美希、藤谷 武史

４　国税審議会の開催状況

令和４年７月１日から令和５年６月30日までの国税審議会の開催状況は次のとおりである。

国税審議会

令和４年11月18日開催（第24回）

令和５年３月15日開催（第25回）

国税審査分科会

令和５年３月15日開催（第14回）

酒類分科会

令和５年３月15日開催（第24回）

税理士分科会

令和４年11月25日開催（第102回）

令和４年12月15日開催（第103回）

令和５年３月15日開催（第104回）

令和５年５月26日開催（第105回）

令和５年６月16日開催（第106回）

５　税理士試験

令和４年度（第72回）税理士試験

令和４年８月２日から８月４日まで実施し、同年11月30日に合格者を発表した。

その結果は、次のとおりである。

受験申込者数	36,852人
受験者数	28,853人
合格者数	620人
一部科目合格者数	5,006人

第４節　土地評価審議会

１　概要

土地評価審議会は、相続税法第26条の２の規定に基づき各国税局・沖縄国税事務所に設置されている。

土地評価審議会は、関係行政機関の職員、地方公共団体の職員及び土地評価に関する学識経験者を委員として構成され、相続税、贈与税及び地価税の土地等の評価に関して国税局長・沖縄国税事務所長が意見を求めた事項について調査審議することとされている。

また、国税局長・沖縄国税事務所長は、農業投資価格を決定する場合も、土地評価審議会の意見を聴くこととされている。

２　審議の状況

令和５年分の都道府県における土地の用途別の主要な標準地の路線価等について、令和５年５月に審議された。